

令和3年10月15日

「2.本ガイドラインの位置づけ」

Q：「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（以下、「本ガイドライン」という。）は、国が定めたガイドラインなのか。

A：本ガイドラインは、政府及び専門家の助言を踏まえて、全国公立文化施設協会が策定したものです。

Q：クラシック音楽公演運営推進協議会及び緊急事態舞台芸術ネットワークのガイドラインと補完し合うとあるが、どのように扱えばよいか。

A：本ガイドラインは、施設の管理における感染防止措置と、当該施設における公演等の一般的な原則について定めたものです。公演等の類型によっては、本ガイドラインに定める以上の考慮すべき事柄があることから、クラシック音楽や舞台芸術については、それぞれ個別のガイドラインが定められていますので、公演等の実施に当たっては、必要に応じてこれらも参照してください。

「3. 感染防止のための基本的な考え方」

Q：「リスク評価」について、例えば公演実施に際して、具体的にどのような要素を考慮する必要があるか。

A：基本的な感染防止策を講じた上で、地域における感染状況、施設の収容人数に対する来場総定数、客席配置、来場者層（ワクチン接種済み年齢等）、来場者の想定移動圏（広域か否か）、公演内容（出演者数、発声の多寡、公演時間等）等を評価ください。また、リスク評価に応じて、感染防止策をより総合的・複合的に行うことで実施に向けた対策を講じてください。

Q：「来場者が 1,000 人を超える公演については、各都道府県に事前に相談」とあるが、収容数が 1,000 人を超える会場であれば、その都度確認が必要となるか、それとも来場者が 1,000 人を超えそうな公演のみか。

A：少なくとも全国的な移動を伴うイベント又はイベント来場者が 1,000 人を超えると思われる催物については、都道府県に事前相談いただくようお願いします。それ以

外のイベントについても、疑義がある場合は必要に応じて都道府県に事前相談してください。

Q：「接触感染のリスク評価」の例示について、以前あった「椅子の背もたれ」がなくなり、「エスカレーターのベルト」が加わったが。

A：より不特定の方が接触する可能性や接触頻度から高頻度接触部位と想定されるところを例示しています。施設や来場者の状況により例示を参考に対応策を講じてください。

「4.すべての主体に共通して求められる基本的な感染防止策」について

Q：「全ての感染防止策は、ワクチン接種の有無に関わらず共通」とあるが、2回接種済みや、いわゆるワクチンパスポートがあれば、マスク着用等防止策が免除されることはないか？

A：例え、複数回のワクチン接種を終え、抗体が確認できていても一定の感染リスクがあることから、一律的な感染防止対応が必要です。

Q：「不織布マスクを使用」とあるが、布やウレタン等のマスクは不可なのか。

A：マスクは、不織布が最もフィルター性能の高いとされていることから、従事者や関係者に対しては不織布マスクを推奨します。但し、来場者等について不織布以外のマスク着用であっても入場等を拒むものではありません。

Q：「検温を励行し、平熱と比べて高い発熱がある場合」とあるが、当初のガイドラインで記載されていた「37.5 度」以上のような目安となる体温はないのか？

A：本ガイドラインにおいて、検温の結果を判断する目安として「平熱よりも高い発熱」としたのは、これまでのガイドラインで記載されていた「37.5 度」を超えない場合であっても、平熱より体温が高い者はリスクが高いとみなす趣旨です。この趣旨に合致するのであれば、例えば「37.5 度以上または平熱より 1 度高い場合」などといった、一定の数値に基づく運用としていただくことは可能です。

A：以前のガイドラインでは、フェイスシールドの着用の記載があったが？

Q：フェイスシールドについては、飛沫抑制の効果が低いとみられることから奨励しないこととなりました。

「5.施設管理者が講ずるべき具体的な感染防止策」

Q：「不特定多数が触れる部分の消毒」とあるが、共有部分等について消毒に使用する薬品の指定や行う頻度の例示は？

A：消毒に当たっては、様々な製品が市販されていますが、目的にあった製品を正しく選び、正しい方法で使用する必要があります。

独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)が新型コロナウイルスに対する消毒方法の有効性評価をとりまとめたことをうけ、これらの結果も含め、新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について、現在わかっていることが下記の厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページでまとめられておりますので、参照してください。

(厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ URL)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

Q：以前のガイドラインでは、トイレのハンドドライヤーの使用を禁止していたが、その記述がなくなりました。使用しても構わないか。

A：ハンドドライヤーについては、必ずしもウイルス拡散が見込まれないことから削除しました。使用を推奨するものではありません。

Q：来場者等からアレルギー体質等を理由にマスク着用を拒まれた場合の対応は？

A：アレルギー体質等の特段の事情によりマスクの着用が困難な場合、公演であれば、隔離された親子席での鑑賞や前後左右の座席を空ける、1週間以内の陰性証明等を求める等の複合的なリスク軽減策を講じてください。なお、場合によっては他の来場者に対して、応策を講じていることを説明して理解を求めることも必要となります。

「6.公演主催者に協力を求める具体的な感染防止策」

Q：会議室や練習室等の利用に際して 具体的にどのような要素を考慮する必要があるか。

A：基本的な感染防止策を講じた上で、地域における感染状況、換気状況（可能であれば機械換気に加え、窓開け等による自然換気を推奨）、定員に対する利用者数、利用者層（ワクチン接種済み年齢等）、利用内容（発声の多寡、利用者間の距離、利用時間等）等を評価ください。また、リスク評価に応じて、感染防止策をより総合的・複合的に行うことで実施に向けた対策を講じてください。

Q：客席の配席について、「原則として指定席」とあるが、収容定員や収容率に関わらず指定席にする必要があるのか。

A：客席の配席を指定席とするのは、観客の位置を固定し、適切な行動確保を行うとともに、公演等の終了後、陽性者が判明した場合等において、公演時の状況を遡って分析し、感染拡大の抑制に資するためです。したがって、定員や収容率に関わらず、原則として指定席としていただく必要があります。

但し、やむを得ない理由により指定席にできない場合は、座席の移動を制限することや、接触確認アプリ(COCoA)や各地域の通知サービスの使用を必須するなどの措置により、上記の趣旨を踏まえた代替措置を講じてください。

Q：客席の収容率の緩和について、「来場者による大声での歓声、声援、唱和等がないことを前提とする公演」とあり、また国の事務連絡資料ではジャンル毎の一覧が示されているが、公演主催者(貸館利用者)から緩和可能かの問い合わせが寄せられ、判断に迷う場合がある。

A：公演主催者との協議をもとに、少なくとも全国的な移動を伴う公演又は参加者が1,000人を超える公演については、都道府県に事前相談いただくようお願いします。それ以外のイベントについても、疑義がある場合は都道府県に必要な応じて相談してください。

Q：客席の収容率について、以前は具体的な数値(100%や50%)が明示されていたが、今回の改定ではなくなっているが。

A：収容率については、具体的な数値は明示していませんが、国の事務連絡や各都道府県の対応指針に従っていただくことにより原則として以前と同等の数値となります。

Q：客席の収容率について緩和しない公演は、「来親子等の同一グループ(5名以内)では座席間隔をあける措置は不要、すなわち、収容は対応指針を超える場合もあり得る」とあるが、600席の施設では、500人まで入場させることが可能となるのか。また、このような場合、チケット販売システムが対応していないため、指定席の設定が困難になるので、自由席としても構わないか。

A：同一グループ(5名以内に限る。)内では座席の間隔を設ける必要はありませんが、例えば、他グループとの間は、横方向だけでなく縦方向も適切な座席間隔を設ける必要があります。また、マスク着用の徹底など複合的な感染防止策を講じてください。

このような場合、グループ内での座席指定を行う必要は必ずしもありませんが、その他の座席については原則として指定席としていただく必要があります。

Q：客席の最前列席は演者から「最低でも水平距離で 2m 以上」の距離を設けることとされているが、演者が発声をしないダンス公演等についても同様の措置をとる必要があるのか。

A：演者が発声をしない公演等(演者が、激しい呼吸を伴う運動や管楽器の演奏を行う等、飛沫感染のリスクが想定されるような公演については除く。)については、距離を取る必要はありません。

Q：入場時のチケットもぎりやチラシ配布等の方法が変わりましたが、緩和されたのですか。

A：新たな知見により感染リスクが必ずしも高くないと判断された部分については他の方法も選択できるようになりました。会場の状況等を踏まえ混雑が発生しない等のリスク評価により選択ください。

Q：座席でのペットボトルからの水分補給なども控えていただく必要があるのか。

A：長時間マスクを外すことが想定される食事等を座席で行うことは、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、控えていただく必要がありますが、一時的にマスクを外して水分補給を行うことは差し支えありません。

「7.感染拡大への防止策」について

Q：感染者が発生した場合には、どこまでの従事者や関係者等が PCR 検査を受ける必要があるのか？

A：新型コロナウイルス陽性者が判明した場合には、速やかに所轄の保健所へ連絡し、その指示に従ってください。

以上